



昨年の今頃は、梅雨入りしていたようです。今年は昨年より遅れているようですが、たしかにまだじめっとした感じはしない気がします。弊社は6月1日をもちまして、開業13周年を迎えました。これもひとえに、皆様のご愛顧のおかげと心より御礼申し上げます。今後ともますます精進して参りたいとおもいますので、末永くご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



1. 派遣



●派遣労働者、賃金修正！？

～厚生労働省の資料に集計誤り～

→派遣労働者の賃金について、**労使協定方式**を採用する際に使用する一般賃金水準を算出するための‘**ハローワーク別地域指数**’に誤りがありました。東京を除き、おおかた全国で数字が修正されました。

<ハローワーク別地域指数> (愛知県内一部抜粋)

	正	誤
名古屋東計	107.0	106.4
名古屋中計	107.2	107.1
名古屋南計	104.9	105.6
豊橋計	106.6	106.3
半田計	101.8	102.4

→対応として、ハローワーク別地域指数で労使協定を締結している**派遣元**は、正しいハローワーク別地域指数により**再度計算**をし直し、**水準を下回る場合は満たすように労使協定の改定**(R6.9.30までに)・**賃金の引き上げ**と、**差額の補填**につき労使で検討をとされています。事業主への**支援策**やQ&A・リーフレット等は、追って公表される予定です。逆に、過払いの場合の対応についてはまだ言及されていません。

→低く計算されていた場合、平均値で計算すると月1,400円ほど不足(4月からのため2ヶ月分)になる見込みのようです。

2. 定額減税

●定額減税、スタート！

～給与明細への表示等、準備は万端ですか？～

→いよいよ**今月支給の給与・賞与**から、定額減税がスタートします。改めてポイントを見てみましょう。

【定額減税のポイント】

対象者：**R6 (住民税は R5)** の所得が1,805万以下
(給与のみの場合で **2,000万以下**)

■**所得税** (甲の従業員が対象。居住者が対象。)

金額：本人3万、同一生計配偶者・扶養親族3万(1人)

※まずは**6月給与時点**の扶養家族の状況で見る。6/2以後入職の場合は月々の控除は行わず、年末調整で控除。

※扶養家族に**追加**がある場合のみ、申告書を提出

※給与2,000万超がわかっている場合でも、月々の控除は行う(選択不可)。確定申告で精算(追徴)。

※最終的には**12/31時点**の扶養家族の状況で見るため増減は年末調整や確定申告で精算(追徴・還付)

■**住民税** (国内に住所がある方が対象)

金額：本人1万、控除対象配偶者・扶養親族1万(1人)

※**R5.12.31**の扶養家族の状況で見る。

※控除対象配偶者以外の同一生計配偶者は来年度減税。

今年度と来年度の2回、減税になることも。

※**7月**から11分割。**定額減税対象外**の方は、通常通り**6月**から12分割。

今月のピックアップ

●雇用保険、適用拡大！～週10時間以上で雇用保険加入に。R10.10から～

雇用保険の加入要件が週所定20時間以上→**10時間以上**に変更(令和6年3月号参照)されました。自己都合退職の給付制限期間も、R7.4から2ヶ月→**1ヶ月**へ短縮されます。

●改正育児介護休業法、成立！～小学校就学前までの支援へ拡大～

始業時刻の変更等、柔軟な働き方に向けた措置が**義務化**されます(令和6年4月号参照)。妊娠時に続きR7.4からは**介護休業時**にも、対象者への**個別周知・意向確認**が**義務化**されます。

□お問い合わせ先□

〒460-0003

名古屋市中区錦2-15-19

アゼット錦ビル5B

中京社会保険労務士法人

電話:052-265-7578



<http://chukyo-sr.jp/>

<http://www.facebook.com/chukyosr>

